



議案第二十四号

昭和五十九年度三朝町農業共済事業事務費賦課総額及び

賦課単価の決定について

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）第五条第二項の規定により、昭和五十九年度三朝町農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

昭和五十九年度三朝町農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価の
決定について

昭和五十九年度三朝町農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価を別表のとおり定め
る。

別表

昭和五十九年度農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価表

畑作物共済	果樹共済	家畜共済			蚕繭共済	農作物共済	共済事業の種類
		種豚	肉用牛	乳牛の雌			共済目的
大豆	なし	種豚	肉用牛	乳牛の雌	蚕繭	水稲	賦課単価 (共済金額 一万円当たり)
四〇円	二〇円	四〇円	七五円	一〇〇円	六〇円	二〇円	賦課総額
一八六四〇円	二九七四五〇円	三二八四八円	一五三、五二五円	二四六、九五〇円	九〇五四円	六一、五〇二円	備考